

令和8年度

越谷市入学準備金貸付制度 連帯保証人になる予定の方へ

※必ずお読みください

越谷市では、高等学校、大学、専修学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達が困難な方に対し、入学準備金をお貸ししています。

連帯保証人になられる方につきましては、本制度の内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

1. 申請要件 次のすべての要件を満たす方です。 **貸付けは、審査のうえ決定します。**

申請者 (借受人となる方) の要件	(1) 越谷市に住民登録があり、かつ住民登録地に居住している保護者であること (2) 保護者については、生徒を現に監護し、かつ主としてその生計を維持していること (3) 入学準備金の調達が困難な保護者であること（<u>生計が同一の方全員の前年所得金額の合計が基準額未満であること</u>） (4) 越谷市入学準備金（本制度）の貸付けを受けている方の連帯保証人でないこと (5) <u>生計が同一の方全員が市・県民税</u>を完納していること、かつ所得に関する申告を適正に行っていること (6) 本制度の貸付けを受けている方にあっては、その返済を怠っていないこと（市長が特に認める場合を除く） (7) 要件を満たす<u>連帯保証人</u>を立てられること
連帯保証人の要件	(1) 越谷市内に住民登録があり、かつ現に引き続き1年以上市内に居住していること (2) 成年で、独立して生計を営んでいること (3) 債務を保証できる能力があること（<u>市県民税の均等割・所得割の両方課税</u>） (4) <u>市・県民税を完納していること</u> (5) 破産の宣告を受けていないこと (6) 原則申請者と別住所であること (7) 現に本制度の借受人及び連帯保証人となっていないこと

連帯保証人とは・・・

「保証人」と異なり、借受人と連帯して債務を負担することを約束した人をいいます。
連帯保証人は債権者から請求を受けた場合、借受人へ先に請求するように主張することはできません。借受人と同等の責任があり、同じ債務負担義務が生じますので、債権者から請求を受けた場合、速やかに支払う義務があります。

2. 貸付限度額

生徒1人につき、次の額を限度とします。貸付金は無利子です。

区 分		金 額
高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)、 特別支援学校の高等部	私立	500,000円以内
	公立	300,000円以内
大学、短期大学、専修学校(専門課程)		800,000円以内

3. 借受手続き

審査の結果、貸付決定を受けて借り受ける場合は、進学先の確定後、**借受人と連帯保証人が同席のうえ**、教育総務課の窓口にて借受手続きをしていただきます(郵送や電子申請は不可)。

*借受手続きには、入学者の入学決定を証明する書類、借受人および連帯保証人の方の実印・印鑑登録証明書、収入印紙、振込先の預金通帳、本人確認証明書等が必要となります。詳細については、別途、借受人に対して審査結果の送付と併せてご案内いたします。

4. 貸付金の返済

入学した方が卒業してから6か月を経過した後、5年以内に、年賦または半年賦のどちらかで返済していただきます。

- (1) 年賦の場合は、10月末日の年1回払いとなります。
- (2) 半年賦の場合は、10月末日及び翌年3月末日の年2回払いとなります。
- (3) 納付方法は、市指定金融機関における納付書を用いた窓口納付となります。

* 返済の例 (年賦：年1回(10月末日納入期限)、計5回払い)

貸付金額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円
1回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
2回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
3回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
4回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円
5回目	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円

(半年賦：年2回(10月末日・3月末日納入期限)、計10回払い)

貸付金額	20万円	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円
1回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
2回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
3回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
4回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
5回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
6回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
7回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
8回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
9回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円
10回目	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円

*納入期限(納付書に記載)までに納付がない場合は、貸付けを受けた方へ督促等を行います。また、督促後も納入がない場合は、連帯保証人への督促や、市が委託する弁護士法人からの催告等を行う場合があります。

5. 貸付金の全額一括返済となる場合

次の事項に該当したときは、貸付金の全額を即時に返済していただきます。

- (1) 越谷市から他の市区町村に転出したとき
- (2) 貸付金を入学準備金の**用途以外**に使用したとき
- (3) 貸付金の対象となった学生が中途退学したとき
- (4) 貸付金の返済を故意に怠ったとき

入学準備金の使途

入学金、初年度に要する授業料、入学時に納入すべきこととされている費用、制服・教科書等の購入費用等

【問合せ先】

越谷市教育委員会 教育総務部 教育総務課 (市役所第二庁舎3階)

048-963-9280 (直通)